

運搬確認証

原規規発第 2207262 号
令和 4 年 7 月 26 日

原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 伊藤 義章 殿

原子力規制委員会

令和 4 年 7 月 6 日付け熊原第 22-011 号（令和 4 年 7 月 14 日付け熊原第 22-019 号にて一部補正）をもって確認の申請のあった車両運搬については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 2 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、当該運搬に関する措置（運搬する物についての措置に限る。）が同規則に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、同規則第 20 条の規定に基づき、運搬確認証を交付します。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名 称 : 原子燃料工業株式会社
住 所 : 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 33 番 5 号
代 表 者 : 代表取締役社長 伊藤 義章
- 運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量
 - 種 類 : 新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）
 - 性 状 : 固体（二酸化ウラン粉末焼結体又はガドリニア入り二酸化ウラン粉末焼結体）
 - 重 量 : ton-UO₂ (ton-U) (kg-²³⁵U)
 - 濃縮度 : wt%以下
- 核燃料輸送物の種類 : A型核分裂性輸送物
- 核燃料輸送物の総重量 : kg 以下 / 輸送物

5. 収納する核燃料物質等

(1) 重量 : kg-UO₂以下 (14×14型燃料集合体1体分) / 輸送物

(2) 放射能の量 : Bq 以下 (14×14型燃料集合体1体分) / 輸送物

主要な核種

²³² U	<input type="text"/>	Bq 以下 / 輸送物
²³⁴ U	<input type="text"/>	Bq 以下 / 輸送物
²³⁵ U	<input type="text"/>	Bq 以下 / 輸送物
²³⁶ U	<input type="text"/>	Bq 以下 / 輸送物
²³⁸ U	<input type="text"/>	Bq 以下 / 輸送物
⁹⁹ Tc	<input type="text"/>	Bq 以下 / 輸送物

6. 使用する輸送容器

(1) 名称及び個数 : Traveller XL型 52個

(2) 核燃料輸送物設計承認に関する事項

・設計承認番号 : J / 2036 / AF-96

・設計承認書の承認番号 : 令和3年3月2日付け原規規発第2103028号

・有効期間 : 令和3年3月2日から令和8年3月1日まで

(3) 容器承認書に関する事項

・容器承認書の承認番号 : 令和3年6月28日付け原規規発第2106289号

・承認容器として使用する期間 : 令和3年6月28日から令和8年3月1日まで

・承認容器登録番号 :

S85A2036, S87A2036, S88A2036, S89A2036, S90A2036, S100A2036, S104A2036,
S105A2036, S106A2036, S107A2036, S108A2036, S110A2036, S111A2036, S112A2036,
S113A2036, S116A2036, S118A2036, S121A2036, S124A2036, S125A2036, S129A2036,
S145A2036, S147A2036, S150A2036, S213A2036, S216A2036, S130A2036, S134A2036,
S140A2036, S141A2036, S172A2036, S148A2036, S149A2036, S153A2036, S167A2036,
S168A2036, S169A2036, S170A2036, S171A2036, S174A2036, S175A2036, S179A2036,
S189A2036, S190A2036, S191A2036, S199A2036, S200A2036, S202A2036, S206A2036,
S210A2036, S211A2036, S220A2036

(4) 外形寸法

幅 : 約 cm

長さ : 約 cm

高さ : 約 cm

(5) 重量 : kg 以下

7. 核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数 : 50個

8. 積載方法又は混載の別 : 専用積載

9. 運搬確認証の有効期間 : 令和 年 月 日から令和4年10月30日まで

10. その他特記事項 : なし